令 和 7 年 1 月 1 7 日
秋田県教育委員会教育長

秋田県公立高等学校入学者選抜における学力検査得点等の
「口頭請求による開示（簡易開示）」について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条、秋田県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱及び秋田県教育委員会が実施する試験等の結果の本人への提供に関する取扱要綱に基づき、「口頭請求による開示（簡易開示）」を次のとおり実施する。

１　簡易開示を請求できる者
受検者本人

２　簡易開示の対象となる個人情報
(1) 特色選抜
学力検査、調査書、面接、活動報告書の各得点及び合否（調査書、面接、活動報告書については、評価又は得点化した場合に限る。）

(2) 一般選抜
学力検査の教科別得点、合計得点、面接評価（段階別評価）及び合否

３　簡易開示の場所
受検者本人が受検した高等学校

４　簡易開示の請求期間
令和７年３月 14 日（金）から令和７年４月 11 日（金）まで
ただし、週休日、祝日は除く。